

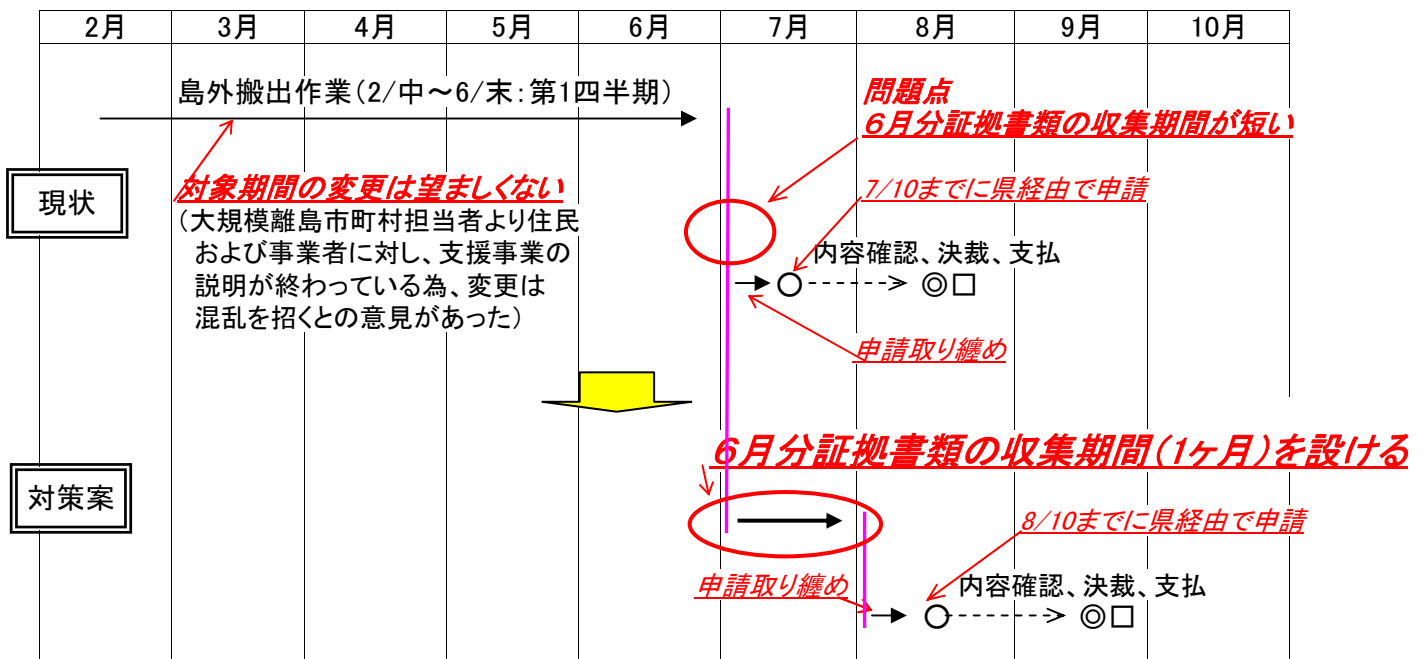
離島対策支援事業 要綱一部改定(案)について

現要綱では最終搬出月の証拠書類収集期間が短い為、当期発生分を全ては申請出来ない問題が発生している。

一方、現状の商慣習では海上輸送発生後、領収書の受領に約1ヶ月必要な事から「離島対策支援事業要綱」の一部改定(案)を提案します。

1. 現状の問題点と対策(第1四半期の申請フローで説明)

問題点 : 6月分の海上輸送費に対する証拠書類収集期間が短い為、当期分申請に間に合わない問題が発生
→ 当期内処理を行なう為の暫定対応策として、受け付けを2回に分けて対応中



* 上記改定内容は大規模離島市町村(7市町村)に運用確認を行なった結果「問題なし」との報告を得ている

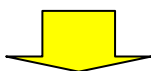
2. 要綱の一部改定(案)について

上記状況を受けて「離島対策支援事業要綱」の下記部分改定(案)を提案します

8. 支払申請

<要綱原文>

(2)協力資金出えん申請書は、離島市町村において原則として四半期毎にとりまとめ、とりまとめた月の翌月の10日までに(第1四半期分は7月10日、第2四半期分は10月10日、第3四半期分は1月10日とする)再資源化支援部に提出するものとする。第4四半期分は2月末日までに提出するものとする。(当年度未申請分については、次年度の実績として申請するものとする)



<改定(案)>

(2)協力資金出えん申請書は、離島市町村において原則として四半期毎にとりまとめ、とりまとめた月の翌々月の10日までに(第1四半期分は8月10日、第2四半期分は11月10日、第3四半期分は2月10日とする)再資源化支援部に提出するものとする。第4四半期分は3月10日までに提出するものとする。(当年度未申請分については、次年度の実績として申請するものとする)